

二川児童館に関する請願

標記請願を受理したので議会に付議する。

令和4年12月5日

呉市議会議長 北 川 一 清

紹介議員 山 上 文 恵

令和 4 年 11 月 28 日

呉市議会議長 北川一清 様

提出者

呉市三条 2 丁目 15 番 12 号

両城小学校 PTA

会長 森本泰光



ほかに4名

紹介議員

山上文恵



二川児童館に関する請願

請願の趣旨

二川児童館の休館に伴い十分な代替措置が講じられていないため、このままでは居場所を失って困惑する子どもたちが生まれます。よって、休館と同時に二川児童館の機能を維持するための十分な代替措置を実施するようお願いするとともに、休館と同時に代替措置を実施できない場合には、これが実施できるまで休館を延期するよう請願いたします。合わせて、代替措置の内容検討に当たっては、地元地域団体等との協議により、可能な限り地域の意見を反映させるよう求めます。

請願項目

- 1 二川児童館を休館とする令和 5 年 4 月 1 日から、同児童館が担ってきた子どもの居場所機能を維持するための十分な代替措置を実施すること。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から上記第 1 項の措置が実施できない場合には、当該措置が実施できるまでの間、二川児童館の休館を延期すること。
- 3 上記第 1 項及び第 2 項の代替措置の内容を検討するに当たっては、地元の地域団体等と協議し、可能な限り地域の意見を反映させること。

請願の理由

別紙の通り

以 上

別紙（請願の理由）

第1 二川児童館を含む両城小周辺における子育て環境の状況

1 本PTAについて

本PTAは、両城小学校の保護者などで構成する保護者団体であり、校区内の自治会など地域団体と連携し、「地域による子育て」を目指して、子どもたちの健全な育成、安心安全を守る活動等を行っています。

2 二川児童館について

(1) 二川児童館は、両城小学校校区内である呉市三条1丁目にあります。児童福祉法上の児童厚生施設であり、呉市児童館条例に基づいて昭和44年に設置されました。

現在の運営は、呉市から委託（指定管理）を受けた呉市社会福祉協議会が行っており、現在の指定期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。

(2) 閉館日は月曜日と祝日のみで、原則として平日は12時30分から17時まで、土曜日・日曜日は10時から17時まで利用することができます。利用料はかかりません。現在の主な利用者は両城小学校の子どもたちですが、小学生以外であっても（乳幼児や中高生であっても）、また両城小学校以外の小学生であっても利用は可能であり、現に利用されています。

(3) 呉市が運営するWEBページ「くれ子育てねっと」において、「乳幼児、学童、親子の自由遊びや行事、三世代交流行事を通して触れ合う場です」と紹介されているとおり、日常的には主に小学生たちの居場所として、児童館職員の見守りのなかで児童館建物内や隣接の公園で元気に遊んでもらうことで、その健康の増進や情操を豊かにすることに寄与しており、このほかにも行事として（新型コロナウイルスの感染拡大により昨今は開催が難しい状況もありますが）、以下のような取り組みも行ってきました。

- ・作品作りやゲーム大会など子ども向けのイベントを開催
- ・卓球や将棋など子ども対象のクラブ活動を主催
- ・乳幼児やその保護者を対象とした集いの場を定期的で開催（孤独になりがちな子育て世代の地域的つながりを深める）
- ・地域の団体や高齢者ととも餅つき等のイベントを開催（世代を超えた地域交流を推進する）

以上のとおり、二川児童館は、あらゆる子どもたちの居場所・受け皿になっていると同時に、地域における重要な子育て支援拠点、世代を超えた交流拠点となっています。

(4) なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、近年は利用状況や行事の開催に変化が生じていますが、将来的にはコロナ前に戻っていくものと推定されますので、利用状況等のデータを検証するにあたっては、コロナ拡大期である近年ではなく、コロナ拡大前のデータを参照することが適切であると考えます。

3 両城小学校の放課後児童会・子供教室一体化モデル事業について

呉市は、二川児童館の休館と同時期の令和5年4月1日から、両城小学校において、

放課後児童会・子供教室一体化モデル事業（以下「一体化事業」といいます。）を実施します。

両城小学校の放課後児童会は、従前から設置されています。共働きなど要件を満たす両城小学校の児童のみが対象で、場所は両城小学校の教室内、月曜日から土曜日の18時30分まで（延長の場合は19時まで）利用することができます。おやつ代や教材費を含む分担金の支払いが必要です。

一体化事業は、従前の放課後児童会に加えて、放課後子供教室を新たに設置して、児童会と子供教室を一体的に運用するというものです。放課後子供教室は、共稼ぎなどの条件なく両城小学校の児童であれば入会可能です。分担金はありませんが、スポーツ保険料（年800円）の負担が必要となり、行事によっては別途参加費用がかかることも想定されています。放課後子供教室は、放課後児童会と一体的に運用されますが、放課後児童会のように月曜日から土曜日まで毎日開かれるというのではなく、平日の週2日しか開かれません。

一体化事業は、民間企業（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）が担います。呉市として初めて取り組むモデル事業ということもあって、実際に子どもの居場所としてどのように機能していくのか、先行きが不透明な状況にあることは否めないものと考えられます。

第2 二川児童館の休館までの経過

1 個別計画による廃止方針

呉市は、令和3年3月、「呉市公共施設に関する個別施設計画」（以下「個別計画」といいます。）を策定し、二川児童館について、対応方針：廃止、実施時期：未定としました。ただし、備考として、「児童館が担ってきた子どもの居場所機能を助成事業などのソフト事業へ移行させる」としました。

2 市議会民生委員会における休館の報告

呉市は、令和4年11月21日、市議会民生委員会において、二川児童館の建物の老朽化が著しくて耐震性も低く、安全性が保たれないことを理由に、その対応として、①二川児童館を令和5年4月1日から休館する、②従前の児童会に加えて一体化事業で新たに設置される週2日の子供教室で両城小児童の居場所を提供する、③建物の無償譲渡など子どもたちの居場所機能の維持も視野に入れた地域での活用について地域団体と協議する、という方針を示しました。

3 地域への説明や協議がまったくないこと

令和3年3月の個別計画における廃止方針表明から、令和4年11月の休館報告まで、休館についての説明や休館後の対応（個別計画に記載されている児童館の居場所機能の移行先となるソフト事業を含む）に関して、呉市が、本PTAを含めた地域団体に説明や協議等を行ったことは一度もありませんでした。

本PTAが呉市に要請していた一体化事業に関する保護者への説明会は、両城小学校の授業参観日であった令和4年10月21日にありましたが、一体化事業がテーマだったので、二川児童館に関する言及はほとんどなく、休館という話はまったくありませんでした。

本PTAは、この説明会后、まもなく、呉市からの説明ではない形で、上記2の議会

報告がなされるとの情報を得て、両城小学校保護者を対象にしたアンケートを行い、一体化事業実施後も二川児童館の利用を希望する回答が多数に上ったことから、令和4年11月16日、二川児童館の存続を求める呉市長あての要望書を、地元自治会など13団体と連名で提出するに至りました。

第3 休館後の呉市の対応の問題点

1 一体化事業は児童館の代わりとしてあまりに不十分であること

令和4年11月21日の市議会民生委員会における呉市の報告では、休館後の対応として一体化事業を挙げています。しかし、上記のとおり、年齢を問わず、住所を問わず、土曜日や日曜日も開いている二川児童館と、両城小学校の児童のみを対象に平日週2日しか開かない一体化事業の子供教室を比較した場合、一体化事業は二川児童館の機能を代替するというにはあまりに不十分であることは明らかです。

呉市も、一体化事業は二川児童館の機能の「一部」を補完するに過ぎないことを認めていると認識しています。

呉市は、個別計画において、「児童館が担ってきた子どもの居場所機能を助成事業などのソフト事業へ移行させる」としていますが、一体化事業が児童館機能の移行先となるソフト事業なのでしょうか。十分な代替措置もないままに児童館休館によって居場所を失い、困惑する子どもたちに、わたしたち大人がどのような説明をすればいいのか、言葉が見つかりません。

将来的には一体化事業の拡充も検討されることと思いますが、それもいつのことになるのか、説明はありません。少なくとも、現状のままでは、来年の4月に、児童館の代わりに週2日の子供教室を利用してくださいと言われて居場所を失う子どもたちが生まれることとなります。そのような事態を避けるために、十分な代替措置が実施されないままの休館は絶対に行うべきではないと考えます。

2 安易に地域での取り組みに頼るべきではないこと

(1) 同様に、令和4年11月21日の市議会民生委員会における呉市の報告では、休館後の対応として、「建物の無償譲渡など子どもたちの居場所機能の維持も視野に入れた地域での活用について地域団体と協議する」としていますが、これについても以下のとおり問題があります。

(2) まず、「居場所機能の維持も視野」としていますが、上記1のとおり、居場所機能を維持できない状況での休館は避けなければなりません。休館を決めてから具体的方策を検討する（先送りする）というのではなく、具体的方策を講じてから休館するという手順が求められると考えます。

(3) 次に、「居場所機能の維持も視野に入れた活用」をなぜ地域が担うのかという点です。本PTAは、「地域での子育て」を目指し、協力できるものについては積極的に協力をしていく意向はありますし、連携する自治会などの地元地域団体も同様と思います。しかし、地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うものであり（児童福祉法2条3項）、児童厚生施設たる児童館の機能維持は本来的に児童福祉行政として呉市が責任をもって担うべきものです。安易に地域の取り組みに頼るべきものではないと考えます。

また、地域が、二川児童館建物を引き受け、耐震化工事を含む建物の維持管理を

行い、従前と同様の児童館運営を行うということがそもそもできるのかという大きな課題があります。具体的には、建物の無償譲渡ということであれば、不動産登記の所有者名義人となり得る法人を設立することが必要ですし、建物の耐震補修費等が呉市の助成金だけではまかなえないときに費用負担ができるのかどうかという大きな課題があります。そして何より、児童館は大人のコミュニティー施設ではなく子どもたちが利用する施設ですから、日常的に大人の見守りが必要になります。善意で成り立つボランティアに過ぎない地域団体で施設を継続的に運営していくことができるのかどうかという点も、大きな課題として残ります。

少なくとも、休館まであと4か月しかない現状において、地域が児童館の機能維持のための環境を整備することは時間的にも不可能です。

3 休館後の対応策の検討自体が不十分であること

令和3年3月の個別計画における廃止方針表明から、令和4年11月の休館報告まで、休館についての説明や休館後の対応について、地域には何の説明もありませんでした。児童館の休館は、成長途上にある子どもたちの日常生活に直結するものですから、休館に伴って子どもたちにどのような影響が及ぶのかを具体的に調査し、その影響を可能な限り回避するための具体的代替措置を検討していく必要がありますが、これは地域との協議なくして実現できるものではありません。地域との協議をまったく行っていないということは、対応策の検討が不十分であることを指し示すものであり、手続的にも瑕疵があったものと考えます。

第4 休館に関する疑問点

1 なぜ休館時期が来年春なのか

二川児童館の休館を市議会民生委員会において報告したのは令和4年11月21日であり、令和5年4月1日の休館まで残り4か月しかありません。

事前に地域等と協議調整し、十分な代替策を講じた上での報告ということであれば理解はできますが、地域に何の説明もないこと、十分な代替策も講じていないことは上記のとおりです。

二川児童館の建物が老朽化していることはかねてより認識されていたことであり、建物の安全性にかかわる重大な不具合が近年になって新たに見つかったという事情もありません。

二川児童館は、これまで軽微な補修を都度行い、児童館として運営を継続してきましたが、これまでと同様、少なくとも今後数年間は、必要があれば軽微な補修を行うことで十分に児童館の建物として利用することが可能であると考えます。呉市社会福祉協議会への委託期間も令和6年度までですから、運営上も特に問題はないはずです。

これらの事情を踏まえると、呉市は、休館の理由を老朽化（耐震性）としています。なぜ地域との説明調整もなく、代替策の十分な検討もなく、休館時期を残り4か月しかない「令和5年4月1日」に設定したのか、大きな疑問があります。

2 なぜ廃止ではなく休館なのか

休館という言葉は、「休み」ということですから、日本語の意味としては、「休み」の後にどうするのかは未定ということになります。しかし、呉市は休館後に児童館を何らかの形で存続させる余地がある旨の説明は一切行っていませんし、個別計画にお

いては「廃止」を打ち出していますから、今回の休館は実質的には廃止と受け止めています。

それにもかかわらず、呉市がなぜ、児童館条例の改正を伴う廃止ではなく、休館という形としたのか、その理由が分かりません。

第5 ほかの地域との比較について

呉市の児童館は、二川児童館・宮原児童館・大坪谷児童館の3か所しかありません。ですから、児童館をもたない地域と比較すれば、児童館機能の維持を求めること自体、ほかの地域より恵まれたもので、場合によっては「不公平」と受け取られるかもしれません。

しかし、広島県内のほかの自治体、全国の自治体を見れば、各地域に児童館があることは珍しいことではありません。呉市が、子育て支援に積極的ということなのであれば、少数の児童館を廃止して児童館がない地域に合わせるというのではなく、全域に児童館ない児童館と同等の機能を普及させることを目指すべきなのではないでしょうか。

何より、二川児童館は過去よりすでに存在し、現に利用している子どもたちがいます。ほかの地域との比較も大切かもしれませんが、居場所を失う子どもたちのことを第一に考えてもらいたいと切に願います。

第6 請願項目に関する補足

以上の理由により、請願項目記載の各事項につき採択をお願いするものです。

なお、請願項目では、二川児童館の「建物の存続」ではなく、「機能の存続」をお願いしています。もちろん、可能であれば、子どもたちのためにも、二川児童館が安全な建物となって、現在の場所で児童館として運営され続けることが理想であり、請願している機能存続の一つの方法として建物の存続も含まれることとなりますが、仮に現在の建物の維持存続が難しいとした場合であっても、例えば両城小学校の空き教室を利用するなど、機能を維持するための柔軟な解決策を検討することができるのではないかと考えています。

第7 採択に当たってのお願い

本請願については、地元の自治会など各地域団体が賛同しており（参考資料）、本PTAのみならず、地域全体の声となっています。

二川児童館の休館は令和5年4月1日で、もう時間がありません。居場所を失う子どもたちを作らないため、早急な審議及び採択を切にお願いいたします。

あらゆる子どもたちの健全な成長、地域での子育てを進めるため、二川児童館は必要不可欠な場所となっています。小学生に限らず、子どもたちの生活環境は千差万別であり、複雑な環境にある子どもたちも少なくありません。呉市議会議員の多くのみなさまが子育て支援に積極的に取り組んでいることと存じます。二川児童館があらゆる子どもたちの大切な居場所となっているという点にぜひとも目を向けていただき、本請願を速やかに採択いただきますよう、重ねてお願いいたします。

以上